

特別支給手続開始決定公告

令和 7 年 11 月 28 日

大阪地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第18条の規定により特別支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1 犯罪被害財産支給手続番号 大阪地方検察庁 令和 7 年第 4 号

2 特別支給手続開始決定の年月日 令和 7 年 11 月 28 日

3 支給対象犯罪行為の範囲

(1) 支給対象犯罪行為が行われた期間 令和 4 年 1 月頃から同年 7 月 13 日までの間

(2) 支給対象犯罪行為の内容

藤井信也及び宮里竜二らを構成員とする犯行グループが、警察官等を装って被害者方に電話をかけ、後刻被害者方を訪問する警察官等に現金やキャッシュカード等を渡すよう申し向け、被害者から、現金、キャッシュカード等を詐取、又は窃取し、さらに、同キャッシュカード等を現金自動預払機に挿入して、現金を引き出して窃取する行為。

4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

(1) 上記藤井信也らが支給対象犯罪行為において使用した主な警察官等の氏名

イトウ、イグチ、オクムラ、オリタ、カトウ、カミタニ、キノシタ、キムラ、クラタ、クロカワ、サカタ、サワダ、シライシ、シラカワ、タドコロ、ナカヤマ、フルカワ、ミヤモト、モリモト、ヤマシタ、ヨシカワ、ワタナベなど

(2) 主な犯行態様

ア 警察官等になりすまし、被害者方へ電話をかけ

- (ア) 被害者方にある現金が偽札の可能性があり、確認する必要があるので、被害者方を訪れる警察官等に現金を預けてほしい等うそを言い、現金をだまし取る
- (イ) 被害者名義の預金口座から不正出金があり、通帳を保管する必要があるので、被害者方を訪れる警察官等に通帳を預けてほしい等うそを言い、通帳をだまし取る
- (ウ) 被害者名義の預金口座から不正出金があり、キャッシュカード等を確認する必要があるので、被害者方を訪れる警察官等にキャッシュカード等を預けてほしいと言い、被害者の目を離した隙にキャッシュカード等をすり替えて盗む

イ アの(イ)及び(ウ)において不正に入手したキャッシュカード等を現金自動預払機に挿入して、被害者名義の預金口座から現金を引き出して盗む

5 残余給付資金の額 金5,070万3,105円

6 特別支給申請期間 令和7年11月28日から令和8年1月27日までの間

7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

- (1) 被告人氏名 タナカ ホセフィナ ヌエバ (TANAKA JOSEFINA NUAEVA)
- (2) 裁判所名 大阪地方裁判所
- (3) 裁判年月日 令和5年9月8日
- (4) 確定年月日 令和5年9月23日
- (5) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
(事実の要旨)

被告人は、法定の除外事由がないのに

ア 令和4年6月5日から同月10日までの間、東京都内において、藤井信也らが詐欺又は窃盗により得た犯罪収益等の一部である現金合計4,998万円を、これが犯罪収益等であるとの事情を知りながら、藤井から受け取り

イ 共犯者と共に謀の上、令和4年6月13日から同月18日までの間、東京都内において、藤井らが詐欺又は窃盗により得た犯罪収益等である現金合計3,060万円を、これが犯罪収益等であるとの事情を知りながら、藤井から受け取り

もって犯罪収益等を收受した。

(罪名)

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反

8 この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）

〒553-8512 大阪市福島区福島1丁目1番60号

大阪地方検察庁 被害回復給付金担当 電話（代表）06-4796-2200 内線5718